

意見が 13 件ございます。それから、実際処分業を行なっているという方。この方が 5 件でございます。その他、業種等の内容がわからない方が 17 件というような形でございます。

以上でございます。

○ 会長 今のご意見で、この審議会の本質にもかかわることですけれども、資源化施設が要らないという意見ではなくて、新規の許可は要らないのではないかという、そういうご意見ですから、今、こういう要綱も基準もないわけですから、資源化施設が要らないという意見ではないんですね。そういう意味では、十分この審議会で審議をしていく必要があると思っております。必要性について 1 ページのところで、いろんな意味で必要性があるというご理解がいただけるんじゃないかと思いますが、何か文言というか、あるいは修正、訂正するところがございましたら。

○ 委員 もう一度。今日はちょっと積極的に意見を言わせてもらいたいと思ってますが、さっきの事務局の答弁では、ちょっと納得がいかんのですが、議事録も現実には部会を 4 回やりまして、それは事前には見せてもらっても本来はいいはずなんです、時間がないので、はっきり、きょう結論を出すという、私は 2 時ごろに当局に連絡すると、きょう結論を出すんだと。この時間でといっても、きょうは結論を出す。今のお答は違ってましたが、現実に私には 2 時にそういう話をしました。こうしたこと自体が、非常にまず問題があることは、もうこれ以上言いませんが、はっきり言っておきます。

それと、先ほど言いました周辺の生活環境保全の配慮とか、生活環境の保全に配慮し、住民の信頼が得られる施設。これは、産廃でも非常に問題が大きいんですね。要するに、反対運動が地域で今すごくあります、産廃をつくるというのは、やっぱり相当厳しい姿勢でいかなければならぬ状態なんですね。だから、この産廃の指導要綱という必要な指導を行なってきたというのは、指導要綱にはある一定のことしか書いていませんが、現実に指導の仕方は、例えば自治会に、例えば 1 キロ先の自治会

も、あるいは向かい、今たまたま4車線ですか、そういう話も出ましたけど、現実には向かいでも許可を、同意を得てこいとか、相手によっていろいろ言い方が変わっている。一番問題になるのは、今、言いました生活環境保全の配慮とか、住民の信頼の得られる施設ということは、今のこの時代は非常に、この環境問題は皆さんすごく神経質になってますから、より慎重になっていかないかんです。

その中で、今ざっと説明を聞くと、これからずっと指摘していきますけど、緩和の状態がずっと出てきているんです。産廃と一廃と同じようにやるといいますが、産廃は当初は非常に厳しい。もともと布施畠をしめるということで民間を育成するということで、指導するときは相当厳しい条件。ところが、指導要綱には書いていない。何になるんやといったら内規みたいで見せない。その指導の仕方はケース・バイ・ケースでいろいろある。だから、今の4車線とかいろんな問題でも、本当にケース・バイ・ケースでやっている。だから、はっきりだれが見ても、市民から見ても、だれが見ても明確にということを、先ほど事務局が言うてましたけど、すべきであるんですが、それは当然のことなんですが、そういう形が今までなされてこなかつて、厳しい状態からだんだん緩和状態になってきている。しかも、その緩和状態が、今回の一廃の条件をつくる中で、かなりの緩和の要綱がいろんなことで、当初よりは実際あります。それはなぜかというと、指導要綱にそれを書いたらいいんですが、実際に書いてなくて内規の中で、職員さんの中でやってきた上ですと検討されている。だれもが見えない、市民も見えない、設置する方も見えない、そんな状態でやりとりをやつてきた中で、これ緩和の状態がかなりチェックするとあるんで、これからはもっと厳しく、私は当初の基本の考え方方が十分に信頼を得られるということでは、厳しい姿勢で、だれが見ても同じ条件で対応すべきやというふうに思いますので、この辺、これからちょっと指摘させてもらいたいと思いますが、当初の私の産廃指導要綱の必要な指導要綱になってきているのは、指導要綱と、内規といって我々は見られませんが、内部でつくっているものの非常に不明朗な内容があるので、もう少しそれを上げて、厳し

い指導でやっていただきたいなと思うので、とりあえずその意見だけ言って、次は、あとはずっとまた個々に言わせていただきたいと思います。

○ 会長 今のご意見は、資源化施設を急いで何も許可とか指導基準を決める必要はないんではないかというようなご意見に受け取れました。産廃要綱の実際面のことは、我々審議会の方では全然わからないわけですけれども、産廃の方での指導要綱が、実際面では非常に何か、極端に言えば対応によって違うというようなことも出てまいりました。その辺はこの審議会で審議する内容ではないかもしませんけれども、そういう意味では厳重に厳しくしていくべきであるというようなご意見だったと思思いますけれども、ほかの委員の方は。

○ 委員 部会で議論した者としてちょっとだけ、この考え方のところについて、どういうふうな基本姿勢だったかということなんですが、まずもってこの1ページの最初にあるように、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物についても減量・資源化というものを進めていかなければいけない。そのためには、減量・資源化のための静脈産業というのをきっちり確立していかなければいけないというのが出発点としてあります。ですから、まずそれが前提です。ただ、その上で、しかしだからといって、そういう施設というものをつくるに当たっては、周辺の生活環境保全への配慮というものは、当然行なわれた上でということになるのだろう、というふうに考えていました。したがって、この要綱というのは、産廃のことは我々はまだ議論を全くしていませんが、一般廃棄物処理の施設のうちの資源化施設についての、それを進めていくに当たっての施設をつくるに当たっての、いわば神戸市なりの基準というものを考えたということです。

そういう意味で、誤解がないようにご理解をいただきたいというのは、これは繰り返しになりますけれども、あくまでもこういう減量・資源化のための施設というのは、今後、神戸市としても、先ほどあれこれとそういう相談があるというお話をありましたけど、むしろ積極的につくっていかなければいけないし、育てていかなければいけ

論がありまして、こういうふうな形にしてあるんです。

ですから、環境面というのはいろいろ影響がありますから、産廃だけがいろんな営業をやっておられる中でも、なぜ産廃もきちっと法律の中で仕事をして立地しているのに、さらに100メートルとかいろんな、住民と変わらないというのをまたそれだけ足されるのかというのは、ちょっと過剰ではないかという、こういうことなんですが、いかがでしょうか。ご議論をいただいたらと思います。

○ 会長 部会でご検討いただいたところは、今のご説明のように、営業者はこのようでいいのではないかというご意見ですが。100メートルの範囲と同じように、隣接者が4車線以上の道路があれば、あるいは河川なりがあれば、それだけ離れておれば隣接者と見ないという、隣接者の定義といいますか、同意を求める隣接者の範囲の説明がありますけれども、いかがでしょうか。

○ 委員 今の、対象となる隣接者の②のところですが、今お話が出ました4車線以上の道路、これにつきましても中央分離帯があるとか、幅が、それぞれの道路によって幅の距離が違うと思うんです。もちろんそれもあるんですが、さらにこの文章では、それに相当する幅の道路、河川、水路となっていますね。ですから、こういう文についてたら、何となくぼやかしたような文言じゃなしに、余り厳しくすれば資源化の促進を妨げるかもわかりませんが、やはり要綱を明確にしていく上においても、やはり何メートルという明確にする方がいいのではないかと思うわけですけれども、そのあたりの議論は何かなされたのかどうか。

○ 会長 いかがでしょうか。4車線、20メートルぐらいだと思いますけれども。

○ 委員 敷地境界から100メートルの範囲にすべきかどうか、あるいは今のご議論の4車線以上の道路云々は、主として騒音・振動の距離減衰を勘案しているということですが、100メートルというのは十分な距離だろうと想像できます。恐らく20メートルぐらいあれば、騒音・振動は相当程度減衰いたしますし、50メー

河川があれば、隣に来たというようなイメージは薄らぐだろうというようなご判断で、こういうご指摘をいただいたところでございます。

○ 会長 部会でのご検討結果を報告願います。

○ 委員 しかば対象となる隣接者が周辺に廃棄物の処理施設ができるということについては不安というのは、これは生活環境への影響というものを反映しているのではございません。

○ 委員 ちょうど今、おっしゃったように、環境影響という論議が、今、先生ご指摘のそれと、それから廃棄物とかそういうものですから通行障害、かつ嫌悪感などを考えまして、環境影響については周辺の同意という立場。それから、あと通行障害というのは隣接の同意ということで、通行障害は今、4車線があれば、2車線にもしそれが詰まっていても通行障害にならないだろうと。ですから、その二つを勘案して、一応この4車線以上の道路というのを想定する幅の道路というのを、一応、想定して議論してまとめたわけなんですが。

○ 委員 隣接者は通行云々の概念だけで決めるんですか。

○ 委員 いえ、それとあと言いましたように環境影響。

○ 会長 環境影響の分は100メートルの範囲でカバーすると。それでよろしいですか。敷地境界から100メートルの範囲のものについては環境影響を配慮すると。隣接者概念は通行問題だけでいくと。したがって、水路があれば問題がない。

○ 委員 そういう立場です。

○ 委員 そうしたら。水路を隔てた反対、対象側、100メートルの範囲内に入っているものは、水路の反対側で100メートルの範囲内にあるものはどうなるんですか。

○ 会長 隣接者ではないけれども、周辺住民として同意を得る対象となります。

○ 委員 産業廃棄物施設のときは、こういう20メートルのところ、同意を

とったやつはなかったわけですか。結局は、そんならちょっと水路があるから、もうええわというようなことになると、結局はあいまいで。100メートルの基準でやれば、だれもが、だれが見ても100メートルで明確にしてあるんですね。済むわけですね。それが、こういうなんが実は内規であいまいな指導になると。だから、指導要綱ではこういうふうに書いてますが、河川というのはどういう定義なのかそれは担当者次第ですよ。だから、それをやめて100メートルなら100メートルをぴしったら、だれもがもう完全にわかるということですね。

○ 会長 100メートル以内は隣接者であり、同意を得る対象であるという

意味ですか。隣接者を外したらと、そういうご意見ですか。

○ 委員 この住民同意のあり方については、もちろんかなり議論が部会でもありました。現行の産廃要綱に基づく運用実績を踏まえとありますから、現行の産廃要綱に基づくそのものを踏まえているけれども、これはこの審議会からの部会に対する諮問でもありますけれども、今回はこの一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方についての同意ということですから、これ以後、秋には、当然産業廃棄物についての要綱の見直しという作業があります。したがって、住民同意のあり方は、とりあえずは資源化施設等の許可のあり方についてを想定していますが、この答申を、いわば踏まえて、さらに産業廃棄物についての住民同意のあり方についても、見直すという作業がこれから進みます。

そういう意味で、現行の、つまり現在の産廃要綱に基づくものだと不明確さがある部分については、できるだけ不明確さをなくすような答申案を今回つくっています。できるだけ明確にしようということをしました。

ですから、4車線云々というのも、やはりそれなりの明確な数値的なものを考えたというところはあります。

二つ目ですが、周辺住民の同意と隣接者の同意との関係ですが、その部分については、とりわけ隣接者については、隣接者と周辺住民とはきっちり質的に区別できると

いうふうには考えていません。むしろ、隣接者というのは非常に単純化していると、隣にできるんやもん、それはやっぱりちょっと周辺100メートルの範囲の、周辺云々とか、あるいは自治会を通した同意とかいうのとは、やっぱりちょっと性格が違うんだろうというぐらいのことで考えています。したがって、この8ページの下の5行目、6行目以降のところについては、必ずしも十分に、周辺住民の同意を必要とするような不利益の質と違うということで書いてはいません。そういう意味ではアバウトな書き方になっています。したがって、この部分は、もしそれなりにご意見をいただければ、少し訂正が必要かという気はしています。

○ 委員 今の件ですが、の方からもありましたけども、河川とか4車線というのはぜひ廃止をしていただきたい。現実問題として、河川を挟んで資源化施設ができる、周辺に大きな異臭が発生し、そしてハエといいますか、そういうものが発生をして近所、付近を；いわゆる生活環境が非常に悪くなると。こういう事態を招いたことは現実にあるわけでして、河川を挟んでいるから大丈夫ということにならない。したがって、そういう現実的なそういう事例があるわけですから、あいまいなところというのは、やはり削除していただきて、100メートルなら100メートルというところにひとつ限定をしていただきたい。

○ 会長 隣接者と100メートル以内の他の住民、組織があるかないかは別として、そういう人との説明は一つでよろしいということですね。今、先ほどは別個にすべきであるというふうな説明がありましたけど。

○ 委員 ちょっと今のご発言は確認をしておきたいのですが、この答申案だと、周辺住民の同意と隣接者の同意と両方要るという仕組みをとっているのですが、二つの両方の同意は要らないというご質疑なんでしょうか。

○ 委員 いえいえ。後段で言う、河川とか水路とか4車線というのは、いわゆる生活環境、日常生活に影響を、こういうことではなしに通行という問題について、これについて指摘をしてきた。こう言われているんですね。

答申案のうち意見の対象部分	意 見 の 要 旨	考 え 方
<u>同意の対象となる隣接者</u> <u>者の範囲</u>	<p>(A委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「また～隣接者として同意を求める」までを残し、以下に「指導内容になっている」を加えて、「(これまでの一定の運用基準が,)他都市に比べ厳しい指導内容となっている。この運用基準は概ね妥当ではあるものの、なお道路等を挟んでいる場合については、事業計画者や近隣の土地所有者等にとってわかりにくいくらいの側面がある。」という部分を削除すべきである。 	
<p>廃棄物の処理施設が隣接することとなる土地所有者等（借地・借家人である住民・営業者を含む）においては、周辺の生活環境への影響とともに通行障害などによる日常生活や営業活動への影響、近隣に廃棄物の処理施設が出来ることなどへの不安など様々な懸念が考えられることから、産廃要綱では、これらの「隣接者」に対し別途個別の説明と同意を求めている。</p> <p>資源化施設についても…同様の指導を行うべきである。</p>	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4車線以上の道路やそれに相当する幅の道路、河川、水路などを挟む場合には、同意を不必要とすべきである。」との答申案の基準が大変あいまいで、具体論や公平、公正の観点から考えると大きな問題が生じる。誰から見ても同じ判断がなされるためにも、この文言を削除し、「一定の範囲」として「敷地境界から100mの範囲と設定すべきである」を基準にし、より明確にすべきである。 	
<p>また、産廃要綱は、施設設置予定場所の敷地に直接隣接するほか、道路等を挟んで近接する土地所有者等についても、一定の運用基準を設け「隣接者」として同意を求めるという点で、他都市に比べ厳しい指導内容となっている。この運用基準は概ね妥当ではあるものの、なお、道路等を挟んでいる場合などについては事業計画者や近隣の土地所有</p>	<p>(B委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意書取得の道路幅について、営業者及び地域住民の観点に立って4車線道路ならOKということだが、非常に曖昧であり、具体的に寸法を明示すべきである。ちなみに国道43号線は50mであるから、30～50mとすべきである。 <p>(C委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る生活環境については、4車線に相当する20m程度の幅の河川・水路を挟んでもなお隣接空間とみなすべきと考える。道路と河川・水路を同列に扱うことは適当でない。 	